「所定疾患施設療養費算定状況」の公表について

令和7年9月25日

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表し、ご報告致します。

所定疾患施設療養費について

対象となる入所者の状態は次の通りです。

・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹
・蜂窩織炎
・慢性心不全の増悪

上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などが行なわれた場合に算定する。また１回に連続する７日を限度とし、月１回に限り算定する。
診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表致します。

令和7年5月（1名）

疾患名	開始日	治療日数	検査内容	投薬、処置内容等
肺炎	5月20日	7	血液検査、胸部ＣＴ	レボフロキサシン（500ｍｇ）

令和7年8月（1名）

疾患名	開始日	治療日数	検査内容	投薬、処置内容等
尿路感染症	8月27日	3	血液検査、尿検査	レボフロキサシン（250ｍｇ）